

指定漁船に乗り組む船員の有給に関する省令

1. 案内情報

- ① 手続名 : 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇付与の延期の許可
- ② 手続根拠 : 指定漁船に乗り組む船員の有給に関する省令第3条第1項ただし書き
- ③ 手続対象者 : 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇付与延期をする事業者
- ④ 提出時期 : 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇付与延期をするとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を所轄地方運輸局へ提出
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし・2部
- ⑧ 申請様式 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課
0134-23-4215
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課
022-2990-8863
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課
025-244-6116
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課
045-211-7232
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課
052-952-8026
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課
06-6949-6432
神戸海運管理部船員部労働基準・安全衛生課
078-321-7055
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課
082-228-8701
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課
087-825-1195
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課
093-332-8085
沖縄総合事務局運輸部会運第二課
098-866-0031
船員法施行令に定める市町村
- ② 受け付け時間 : 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
- ③ 相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- ①審査基準 : 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令
- ②標準処理機関 : 2日(経由期間がある場合は9日)
- ③不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による